

第二十八回国会 衆議院 国土総合開発特別委員会 議録第三号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 巨 四郎君

理事 川村善八郎君 理事 薄田 美朝君

理事 松澤 雄藏君 理事 竹谷源太郎君

理事 渡邊 惣藏君

伊藤 郷一君 田中 正巳君

廣川 弘輝君 井谷 正吉君

川村 謙義君 北山 愛郎君

小平 忠君

出席國務大臣

國務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

北海道開発 福井 順一君

政務次官 中平 榮利君

總理府事務官(北 海道開発庁総務 監理官) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

總理府事務官(北 海道開発庁主幹) 長谷 好平君

同日二十七日

東北開発事業に文教政策を規定の請願(山下春江君紹介)(第四三九号)

東北開発促進計画作成に関する請願(山下春江君紹介)(第四五九号)

東北開発促進法の重要事業に林道項目追加に関する請願(山下春江君紹介)(第四六〇号)

東北開発促進法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七五三号)

の審査を本委員会に付託された。

昭和三十三年一月十八日

東北開発促進法の改正等に関する陳情書外二件(新潟市長村田三郎外二名)(第一二二二号)

二月一日

四国地方開発促進に関する特別立法措置の陳情書(香川県議会議長大久保雅彦)(第一七六号)

同月十五日

東北開発促進法改正に関する陳情書(新潟市議會議長渡辺浩太郎)(第三二二二号)

東北開発促進法の一部改正等に関する陳情書(山形県町村会会長市川清矩)(第三二七三号)

四国地方総合開発特別法制定に関する陳情書(高知市市屋町一〇七の八高知県町村議會議長会長近森徳重)(第三二七九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

北海道地下資源開発株式会社法案(内閣提出第六〇号)

国土総合開発の基本施策及び関係予算に関する説明聴取

○巨委員長 これより会議を開きます。

この際、北海道地下資源開発株式会社法案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。石井國務大臣。

北海道地下資源開発株式会社法案(会社の目的)

第一条 北海道地下資源開発株式会社は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行うことを目的とする株式会社とする。

第二条 北海道地下資源開発株式会社(以下「会社」という)は、本店を東京都に置く。(株式)

第三条 会社の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に當る株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に北海道地下資源開発株式会社

という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第五条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(取締役の兼職制限)

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第八条 会社は、その目的を達成するため、北海道において次の事業を営むものとする。

一 探鉱(石油の探鉱を除く)。

二 委託に基づく探鉱(石油の探鉱を除く)。

三 前二号に附帯する事業

2 会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械の貸付の事業を営むことができる。

(事業計画等)

第九条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

ない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十条 会社は、命令で定める重要な財産(鉱業権を除く)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)

第十一条 会社は、鉱業権(共同鉱業権の持分を含む。以下同じ)を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、鉱業権を放棄し、又は探鉱権に抵当権を設定しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)

第十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のうち少ない額の二倍をこえてはならない。

昭和三十二年二月十七日

北海道地下資源開発株式会社法案(内閣提出第六〇号)

昭和三十二年十二月二十七日

九州地方開発促進に関する請願(中馬長猪君紹介)(第一〇〇号)

昭和三十二年一月十八日

東北開発の厚生施設実現に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三三〇号)

九州地方開発促進に関する請願(山中貞則君紹介)(第三三二二号)

昭和三十二年二月二十日

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

国土総合開発特別委員會議録第三号

昭和三十二年二月二十日

第二類第四号

(政府所有株式の後配)

第十四条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができ利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当をすることを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をすることは、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(定款の変更等)

第十五条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(協議)

第十八条 主務大臣は、第三条第三項、第九条から第十二条まで又は第十五条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、会社の取締役及び監査役に関する事項については内閣総理大臣、その他の事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三

年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十二条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十三条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第十一条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五 第十一条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は採掘権に抵当権を設定したとき。

六 第十二条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第十六条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十五条 第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十六条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(会社の設立)

2 主務大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

6 株式申込証には、定款の認可の日付を記載しなければならない。

7 商法第六十七条、第八十一条及び第八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(登録税の免除)

8 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

(商号についての経過規定)

9 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に北海道地下資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

10 会社の成立の日の属する營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(北海道開発法の一部改正)

11 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五号第二号を次のように改める。

一 次に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。)

口 北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第 一 号）

（租税特別措置法の一部改正）  
12 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北開発株式会社」を「、東北開発株式会社及び北海道地下資源開発株式会社」に改める。

理由

北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う北海道地下資源開発株式会社を設立し、その組織、業務等に関し必要な規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石井国務大臣 今回提出いたしました北海道地下資源開発株式会社法案につきましては、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

わが国が安定経済のもとで高い経済成長率を持続的に達成するためには、国内資源を最高度に開発、利用して、生産の拡充と自給度の向上をはからなければならぬのは言うまでもございません。とりわけ北海道は、石炭、水銀、砂鉄、マンガン、クローム、石膏、重晶石、黒鉛等、各種の鉱物資源に富んでおりますので、これが開発を促進することは、産業の振興にきわめて重要な役割を果すものでございませぬ。北海道の地下資源の開発を促進するためには、その調査が先行いたさねばならないのでありますが、遺憾な

がら他の地域に比しまして非常におくられております。地下資源の調査は、申すまでもなく、地表調査と地下調査に分けることができず、特に地下調査の目的は、地下資源の開発はできないのであります。しかるに、地表調査は政府においてもある程度実施しておりますが、試錐探鉱事業はほとんど行なっておりません。また民間企業におきましても、資金その他の関係から試錐探鉱事業はきわめて不十分な現況でございませぬ。

北海道における地下資源開発のための試錐探鉱事業のこのような重要性にかんがみ、北海道開発審議会は、政府に対し、昨年十二月十三日、試錐事業等を行う特殊会社の設立を建議されましたが、政府におきましても、同年十二月二十七日に閣議決定を見ました北海道総合開発第二次五年計画におきまして、第二次産業を飛躍的に発展せしめることに重点を置き、各種地下資源の開発を積極的に推進するための一手段といたしまして、地下資源の基本的調査及び試錐事業による探査を推進することを決定いたしましたので、これに基いて北海道における探鉱事業等を行う特殊会社を設け、地下資源の開発を積極的に促進することがこの際緊要であると考えるのであります。

以上のような理由から、探鉱等の事業を行う機関として、北海道地下資源開発株式会社を設立することを提案いたしました次第でございませぬ。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一には、本会社は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探

鉱等の事業を行うことを目的といたしております。従って、鉱山の経営等は行わないこととなっております。

第二には、本会社は、事業の性質上、国の意思を的確に反映させるべき機関であることの裏づけといたしまして、政府は常時会社の株式の二分の一以上を保有することとして、その特殊会社としての性格を明らかにいたしました。なお、昭和三十三年度は産業投資特別会計からの出資一億円、民間からの出資一億円を予定いたしております。

第三には、会社の役員について、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役が会社以外の業務に従事する場

合について所要の規定を設けました。第四には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、政府所有株式の後配を行い、会社に対しては、その設立、資本の増加に際して登録税を減免するとともに、社債発行の限度の特例を規定することにより、資金の確保に遺憾なきを期しました。第五には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任、解任の決議等、役員に関する事項については内閣総理大臣、新株の発行、事業計画の策定及び変更、重要財産及び鉱業権の譲渡、譲り受け等、社債の発行及び長期資金の借入、定款の作成及び変更、利益金の処分、合併及び解散の決議等については内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可事項とするほか、検査等の監督を両大臣において行うこととし、右のうち必要なものについては、大蔵大臣と協議すべきこととしたのであります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望する次第でございませぬ。

○巨委委員長 次に、国土総合開発に関する基本施策及び関係予算について、政府より説明を聴取することといたします。石井国務大臣。

○石井国務大臣 昭和三十三年度における北海道開発庁の予算案についてその概要を御説明いたします。

昭和三十三年度北海道開発事業費予算は、昨年末閣議決定いたしました北海道総合開発第二次五年計画の線に沿って編成いたしました。公共事業関係においては、道路、港湾、空港等の事業に相当重点を置いており、また食糧増産対策事業においては、土地改良事業、開墾建設事業の促進をはかつて

おります。昭和三十三年度北海道開発事業費等の予算総額は二百六十三億六千一百万円、前年度は二百三十二億五千六百万円でありまして、前年度に比し一三・三％、三十一億五百万円の増額となっております。このうち、事業費は二百四十九億三百万円、前年度は二百八十八億六千八百万円でありまして、前年度に比し三十億三千五百円の増額となっております。なお、全国分の比率は一六・八％、前年度は一六・五％となっておりませぬ。

となっておりませぬ。なお、道路整備特別会計制度の設置に伴いまして、北海道の道路関係の事業費はすべてこの制度に包含されることとなりますが、その事業費相当額百三億七千九百万円が北海道開発庁の予算に特別会計への繰り入れとして計上されますので、実質的には従来とあまり変更はないものと思われませぬ。食糧増産対策費は六十一億四千三百百万円でありまして、前年度に比して一億二千六百万円の増額となっております。その他の事業費、住宅、環境衛生、付帯事務費、工事事務費等は二十七億八千四百百万円でありまして、前年度に比し二億三千三百百万円の増額となっております。このほか事業費といたしまして、建設省所管の臨時就労対策事業費中三億五千万円、労働省所管の特別失業対策費六千四百百万円が北海道における事業の実施に要する経費として別に計上されております。

また、事業費以外のものとして、北海道開発計画費五千五百万円及び人件事務費十四億三百万円でありまして、開発計画費においては前年度に比し五百万円、人件事務費においては前年度に比し六千五百万円の増額となっております。

なお、北海道東北開発公庫資金としましては、総額百四十一億円、前年度は百十九億円が予定されておりますが、その内訳といたしましては、資金運用部よりの借入金七十五億円、前年度は六十億円、債券発行による民間資金三十五億円、前年度は四十四億円、及び自己資金三十一億円、前年度はなし、であります。これらによりまして、昭和三十三年度における北海道開発

の予算総額は二百六十三億六千一百万円、前年度は二百三十二億五千六百万円でありまして、前年度に比し一三・三％、三十一億五百万円の増額となっております。このうち、事業費は二百四十九億三百万円、前年度は二百八十八億六千八百万円でありまして、前年度に比し三十億三千五百円の増額となっております。なお、全国分の比率は一六・八％、前年度は一六・五％となっておりませぬ。

諸事業に対する公庫融資は相当伸展し得るものと考えております。

このほか、設立を予定されております北海道地下資源開発株式会社に対し、産業投資特別会計より二億円の出資が予定されております。

○巨委員長 次に、鹿野経済企画庁政務次官。

○鹿野政府委員 経済企画庁総合開発局所管事項についての予算に關連いたしましたして、御説明を申し上げたいと思ひます。

総合開発局におきましては、国土総合開発法、離島振興法、国土調査法、東北開発促進法、東北開発株式会社法及び北海道東北開発公庫法等に關する事務を担当いたしておるのであります。

国土の総合開発事業の実施に當りまして、個々の事業がそれぞれ所管を異にして行われますために、關連する各事業の進捗度に不均衡をもち、総合効果の發揮に欠ける点がありますので、これを調整するために、昭和三十一年度より国土総合開発事業調整費を設けておりますが、昭和三十三年度は五億五千万円を要求いたしておる次第でございます。

地方総合開発につきましては、さきに北海道について特別な措置を講じたのであります。東北地方についても昭和三十三年度より所要の立法措置を講じ、その積極的な開発をはかることといたしましたので、東北開発株式会社に対しては出資金五億円、社債二十五億円、計三十億円を計上いたし、北海道東北開発公庫に対しては、北海道を含めて、資金運用部よりの借入金七十五億円、債券発行三十五億円、自己

資金等三十一億円、合計百四十一億円を計上いたしておるのでございます。

なお、九州地方につきましては、昨年の第二十七回臨時国会におきまして開発に關する決議もございましたので、その御趣旨により、九州地方の自然的、経済的諸条件を十分調査いたし、開発に關しての方策を検討いたす所存でありまして、それに要する調査費を五百万円計上いたした次第でございます。

離島振興につきましては、三十三年度まではその予算が各省庁に計上されておつたのであります。そのうち、公共事業関係経費につきましては経済企画庁に一括して計上することとなり、十九億五千九百万円を要求いたしまして、離島振興の強力なる推進を企圖いたしておる次第でございます。

国土調査につきましては、地籍調査、基準点測量、土地分類調査、水調査などを合せまして、一億八千五百万円を要求いたしておる次第でございます。

以上、総合開発局關係予算に關連して御説明を申し上げますが、また御質疑があればお答えいたすことにいたします。

○巨委員長 質疑は次会より行ふことといたします。

次会は二十二日土曜日、午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会